



# 熊本県公報

号外 第 3 5 号  
平成 25 年 10 月 11 日(金)  
(毎週 火・金発行)

## 目 次

<b>条 例</b>	
○熊本県議会議員及び熊本県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例	(市町村行政課) 2
○熊本県税災害減免条例の一部を改正する条例	(税務課) 2
○熊本県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例	(健康危機管理課) 3
○熊本県子ども・子育て会議条例	(子ども未来課) 3
○熊本県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例	(障がい者支援課) 4
○熊本県地域医療再生基金条例の一部を改正する条例	(医療政策課) 5
○熊本県流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例	(河川課) 6
○熊本県立学校条例の一部を改正する条例	(特別支援教育課) 6
○熊本県警察の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例	(警察本部警務課) 6

### 本号で公布された条例のあらまし

#### ◇熊本県議会議員及び熊本県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

- 1 第 1 条中「第 1 4 3 条第 1 項第 4 号の 2」を「第 1 4 3 条第 1 項第 4 号の 3」に改めることとした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

#### ◇熊本県税災害減免条例の一部を改正する条例

- 1 熊本県税災害減免条例の一部改正【第 1 条】  
災害により住宅又は家財が被災した場合の個人の事業税額の免除について、税額免除の要件である合計所得金額の算定に当たっての所得金額に、次に掲げる所得金額を追加することとした。(第 3 条関係)  
(1) 上場株式等に係る配当所得の金額  
(2) 先物取引に係る雑所得等の金額
- 2 熊本県税災害減免条例の一部改正【第 2 条】  
災害により住宅又は家財が被災した場合の個人の事業税額の免除について、税額免除の要件である合計所得金額の算定に当たっての所得金額の整理を行うこととした。(第 3 条関係)
- 3 この条例中、第 1 条の規定は公布の日から、その他の規定は平成 2 9 年 1 月 1 日から施行することとした。
- 4 第 2 条の規定による改正後の熊本県税災害減免条例の規定は、平成 2 9 年度以後の年度分の個人の事業税額の免除について適用し、平成 2 8 年度分までの個人の事業税額の免除については、なお従前の例によることとした。(附則第 2 項関係)

#### 熊本県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例

- 1 第二種動物取扱業者に対する立入検査を動物愛護管理員の所掌事務とすることとした。(第 1 3 条関係)
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

#### 熊本県子ども・子育て会議条例

- 1 合議制の機関の名称を「熊本県子ども・子育て会議」とし、子ども・子育て支援法第 7 7 条第 4 項に規定する審議会その他の合議制の機関として置くこととした。(第 1 条関係)
- 2 熊本県子ども・子育て会議(以下「会議」という。)の所掌事務について規定することとした。(第 2 条関係)
- 3 会議の組織及び委員の資格について規定することとした。(第 3 条関係)

- 4 会議の委員の任期について規定することとした。(第 4 条関係)
- 5 会長の設置及び職務等について規定することとした。(第 5 条関係)
- 6 部会の設置及び組織等について規定することとした。(第 6 条関係)
- 7 会議の議事について規定することとした。(第 7 条関係)
- 8 会議の庶務を掌る部署について規定することとした。(第 8 条関係)
- 9 委任事項について規定することとした。(第 9 条関係)
- 10 この条例は、公布の日から施行することとした。

**◇ 熊本県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例**

- 1 要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者が障害児に対して通いサービスを提供する場合には、当該通いサービスを基準該当児童発達支援又は基準該当放課後等デイサービスと、当該通いサービスを提供する事業所を基準該当児童発達支援事業所又は基準該当放課後等デイサービス事業所とみなすこととした。(第 6 1 条の 2、第 8 1 条関係)
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。
- 3 熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の関係規定を整理することとした。(附則第 2 項関係)

**◇ 熊本県地域医療再生基金条例の一部を改正する条例**

- 1 条例の失効期限を削ることとした。(附則第 2 項関係)
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

**◇ 熊本県流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例**

- 1 河川法(昭和 3 9 年法律第 1 6 7 号)第 2 3 条の 2 の規定による流水の占用の登録を受けた者から流水占用料を徴収することとした。(第 2 条関係)
- 2 この条例は、水防法及び河川法の一部を改正する法律(平成 2 5 年法律第 3 5 号)附則第 1 条ただし書に規定する規定の施行の日から施行することとした。
- 3 所要の経過措置を定めることとした。(附則第 2 項関係)

**◇ 熊本県立学校条例の一部を改正する条例**

- 1 熊本県立熊本かがやきの森支援学校を新設することとした。(第 2 条関係)
- 2 この条例は、平成 2 5 年 1 1 月 1 日から施行することとした。

**◇ 熊本県警察の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例**

- 1 熊本市南区城南町さんさん一丁目及びさんさん二丁目を熊本県宇城警察署の管轄区域とすることとした。(別表関係)
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

**条 例**

熊本県議会議員及び熊本県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成 2 5 年 1 0 月 1 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県条例第 4 8 号**

熊本県議会議員及び熊本県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例  
熊本県議会議員及び熊本県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例(平成 6 年熊本県条例第 5 3 号)の一部を次のように改正する。  
第 1 条中「第 1 4 3 条第 1 項第 4 号の 2」を「第 1 4 3 条第 1 項第 4 号の 3」に改める。  
附 則  
この条例は、公布の日から施行する。

熊本県税災害減免条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成 2 5 年 1 0 月 1 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県条例第 4 9 号**

熊本県税災害減免条例の一部を改正する条例  
第 1 条 熊本県税災害減免条例(昭和 3 8 年熊本県条例第 1 2 号)の一部を次のように改正する。  
第 3 条第 2 項中「合計所得金額(」の次に「法附則第 3 3 条の 2 第 1 項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額、」を加え、「又は法附則第 3 5 条の 2 第 1 項」を「、

法附則第35条の2第1項に改め、「譲渡所得等の金額」の次に「又は法附則第35条の4第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」を加える。  
第2条 熊本県税災害減免条例の一部を次のように改正する。  
第3条第2項中「配当所得」を「配当所得等」に、「規定する株式等」を「規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額、法附則第35条の2の2第1項に規定する上場株式等」に改める。

附 則

- 1 この条例中第1条の規定は公布の日から、その他の規定は平成29年1月1日から施行する。
- 2 第2条の規定による改正後の第3条第2項の規定は、平成29年度以後の年度分の個人の事業税額の免除について適用し、平成28年度分までの個人の事業税額の免除については、なお従前の例による。

熊本県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成25年10月11日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

#### 熊本県条例第50号

熊本県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例  
熊本県動物の愛護及び管理に関する条例（昭和55年熊本県条例第41号）の一部を次のように改正する。

第13条中「第24条又は第33条」を「第24条第1項（法第24条の4において読み替えて準用する場合を含む。）又は第33条第1項」に、「又は前条」を「、前条第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

熊本県子ども・子育て会議条例をここに公布する。  
平成25年10月11日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

#### 熊本県条例第51号

熊本県子ども・子育て会議条例  
（設置）

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第4項に規定する審議会その他の合議制の機関として、熊本県子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 子ども・子育て会議は、法第77条第4項各号に掲げる事務を処理する。

（組織）

第3条 子ども・子育て会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、子どもの保護者、市町村長、事業主を代表する者、労働者を代表する者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者及び子ども・子育て支援に関し学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（会長）

第5条 子ども・子育て会議に会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（部会）

第6条 子ども・子育て会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第7条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 子ども・子育て会議は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

4 前3項の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、第1項中「会長」とあるのは、「部会長」と読み替えるものとする。

（庶務）

第 8 条 子ども・子育て会議の庶務は、健康福祉部において処理する。  
(委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、  
会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則  
この条例は、公布の日から施行する。

熊本県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正  
する条例をここに公布する。  
平成 2 5 年 1 0 月 1 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第 5 2 号

熊本県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を  
改正する条例

熊本県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成 2 4 年  
熊本県条例第 8 2 号）の一部を次のように改正する。

熊本県条例第 6 1 条を「第 6 1 条の 2」に改める。  
第 5 9 条中「第 2 4 条第 2 項」を「第 2 4 条第 1 項」に改める。

第 6 2 条中「第 2 1 条」を「第 2 1 条の次に」に改める。  
第 6 2 条第 4 項中「第 2 1 条」を「第 2 1 条の次に」に改め、第 2 章第 5 節中

同条の次に次の 1 条を加える。  
(指定小規模多機能型居宅介護事業所に係る特例)

第 6 1 条の 2 次に掲げる要件を満した指定小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域  
密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 1 8 年厚生労働省令第 6 3 条第 1 支

3 4 号以下この条において「指定地域密着型サービス」といふ。）が当該地域において児童発達支援  
に規定する小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス）を併設する指定

規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス）を併設する指定規模多機能型居宅介護  
事業所（指定地域密着型サービス）を併設する指定規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サ

6 3 条第 1 項に規定する通いサービス（指定地域密着型サービス）を併設する指定規模多機能型居宅  
介護事業所（指定地域密着型サービス）を併設する指定規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着

場小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス）を併設する指定規模多機能型居宅  
介護事業所（指定地域密着型サービス）を併設する指定規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着

児童発達支援事業所及び型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス）を併設する指定規模多機能  
型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス）を併設する指定規模多機能型居宅介護事業所（指定

第 3 項、第 5 項及び型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス）を併設する指定規模多機能型居  
宅介護事業所（指定地域密着型サービス）を併設する指定規模多機能型居宅介護事業所（指定地域

指 定 小 規 模 多 機 能 型 居 宅 介 護 事 業 所 の 規 定 範 疇 に 属 する 指 定 小 規 模 多 機 能 型 居 宅 介 護 事 業 所  
(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者（指定地域密着型サービスの事業者）の数は並

びに指定障害福祉サービスの事業者の数を合わせた数とする。ただし、指定小規模多機能型居  
宅介護事業所の登録者（指定地域密着型サービスの事業者）の数は並

びに指定障害福祉サービスの事業者の数を合わせた数とする。ただし、指定小規模多機能型居  
宅介護事業所の登録者（指定地域密着型サービスの事業者）の数は並

びに指定障害福祉サービスの事業者の数を合わせた数とする。ただし、指定小規模多機能型居  
宅介護事業所の登録者（指定地域密着型サービスの事業者）の数は並

びに指定障害福祉サービスの事業者の数を合わせた数とする。ただし、指定小規模多機能型居  
宅介護事業所の登録者（指定地域密着型サービスの事業者）の数は並

びに指定障害福祉サービスの事業者の数を合わせた数とする。ただし、指定小規模多機能型居  
宅介護事業所の登録者（指定地域密着型サービスの事業者）の数は並

びに指定障害福祉サービスの事業者の数を合わせた数とする。ただし、指定小規模多機能型居  
宅介護事業所の登録者（指定地域密着型サービスの事業者）の数は並

びに指定障害福祉サービスの事業者の数を合わせた数とする。ただし、指定小規模多機能型居  
宅介護事業所の登録者（指定地域密着型サービスの事業者）の数は並

びに指定障害福祉サービスの事業者の数を合わせた数とする。ただし、指定小規模多機能型居  
宅介護事業所の登録者（指定地域密着型サービスの事業者）の数は並

びに指定障害福祉サービスの事業者の数を合わせた数とする。ただし、指定小規模多機能型居  
宅介護事業所の登録者（指定地域密着型サービスの事業者）の数は並

びに指定障害福祉サービスの事業者の数を合わせた数とする。ただし、指定小規模多機能型居  
宅介護事業所の登録者（指定地域密着型サービスの事業者）の数は並

びに指定障害福祉サービスの事業者の数を合わせた数とする。ただし、指定小規模多機能型居  
宅介護事業所の登録者（指定地域密着型サービスの事業者）の数は並

びに指定障害福祉サービスの事業者の数を合わせた数とする。ただし、指定小規模多機能型居  
宅介護事業所の登録者（指定地域密着型サービスの事業者）の数は並

びに指定障害福祉サービスの事業者の数を合わせた数とする。ただし、指定小規模多機能型居  
宅介護事業所の登録者（指定地域密着型サービスの事業者）の数は並

びに指定障害福祉サービスの事業者の数を合わせた数とする。ただし、指定小規模多機能型居  
宅介護事業所の登録者（指定地域密着型サービスの事業者）の数は並

びに指定障害福祉サービスの事業者の数を合わせた数とする。ただし、指定小規模多機能型居  
宅介護事業所の登録者（指定地域密着型サービスの事業者）の数は並

びに指定障害福祉サービスの事業者の数を合わせた数とする。ただし、指定小規模多機能型居  
宅介護事業所の登録者（指定地域密着型サービスの事業者）の数は並

びに指定障害福祉サービスの事業者の数を合わせた数とする。ただし、指定小規模多機能型居  
宅介護事業所の登録者（指定地域密着型サービスの事業者）の数は並



熊本県流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成 2 5 年 1 0 月 1 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県条例第 5 4 号**

熊本県流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例  
熊本県流水占用料等徴収条例（平成 1 2 年熊本県条例第 2 9 号）の一部を次のように改正する。  
第 2 条第 1 項中「から第 2 5 条までの規定による許可」を「、第 2 4 条若しくは第 2 5 条の許可又は法第 2 3 条の 2 の登録」に改める。

附 則

- 1 この条例は、水防法及び河川法の一部を改正する法律（平成 2 5 年法律第 3 5 号。以下「水防法等一部改正法」という。）附則第 1 条ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に徴収された流水占用料であって、水防法等一部改正法附則第 3 条第 1 項の規定により水防法等一部改正法第 2 条の規定による改正後の河川法（昭和 3 9 年法律第 1 6 7 号）第 2 3 条の 2 の規定によりした登録とみなされる許可に係るもの（同日以後の期間に係る部分に限る。）は、同条の規定によりした登録に係る流水占用料とみなす。

熊本県立学校条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成 2 5 年 1 0 月 1 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県条例第 5 5 号**

熊本県立学校条例の一部を改正する条例  
熊本県立学校条例（昭和 3 9 年熊本県条例第 4 3 号）の一部を次のように改正する。  
第 2 条の表特別支援学校の部熊本県立熊本支援学校の項の次に次のように加える。

熊本県立熊本かがやきの森支援学校	熊本市
------------------	-----

附 則

この条例は、平成 2 5 年 1 1 月 1 日から施行する。

熊本県警察の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 2 5 年 1 0 月 1 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県条例第 5 6 号**

熊本県警察の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例  
熊本県警察の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例（昭和 2 9 年熊本県条例第 3 4 号）の一部を次のように改正する。  
別表熊本県宇城警察署の項中「城南町坂野」の次に「、城南町さんさん一丁目、城南町さんさん二丁目」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。